

## 5 検 査

### (1) 定期検査

宮城県計量検定所は、計量法第19条及び第21条第1項の規定により、2年に1回定期検査の実施が義務づけられており、実施の告示の対象となった地域で取引又は証明に使用する「はかり」を持つ事業者は受検の義務があります。

本県では、計量法に基づいて県告示により検査日程を周知した上で集合検査方式により定期検査を実施しています。

なお、計量特定市町村である仙台市内の「はかり」については、仙台市が定期検査を実施しています。

#### ア 定期検査実施特定計量器

質量計(非自動はかり及び分銅・おもり)

#### イ 令和6年度定期検査実施市町村

気仙沼市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、東松島市、大崎市、丸森町、亘理町、山元町、色麻町  
加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町

計 7市9町

#### ウ 集合検査(別表1)

年度	検査日数	検査戸数	検査個数	合格個数	合格率(%)	手数料(円)
R4	43	1,603	3,967	3,893	98.1	3,795,340
R5	50	1,949	4,175	4,094	98.1	3,798,590
R6	43	1,504	3,724	3,659	98.3	3,683,630

※持ち込み検査を含む

#### エ 定期検査に代わる計量士による検査(代検査)の実施(別表2-1)

#### オ 計量証明検査に代わる計量士による検査の実施(別表2-2)